平成２４年（フ）第３号
広島県尾道市原田町小原1654番地１
債務者　山田　清美
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
山口県下関市山の田北町３番17―502号
債務者　戸高　和也
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
山口県下関市豊浦町大字室津下766番地１
債務者　沼津　正晴
１　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
山口県下関市前田２丁目27番42号
債務者　野中　房之
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２５０号
山口県下関市前田２丁目27番42号
債務者　野中　悦子
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第５２６号
愛媛県松山市小栗１丁目２番22号　チェリー小栗ハイツ101号
債務者　石丸　美香
１　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３８号
愛媛県伊予郡松前町大字浜880番地　平松住宅155
債務者　加藤　伸一
１　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４７号
愛媛県松山市祇園町５番21号　アキックス祇園406号
債務者　村上　公一
１　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２号
愛媛県松山市枝松６丁目５番25号　第87杉フラット207号
債務者　小松　靖子
１　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４１号
大分市大道町５丁目８番11号　衛藤ビル205
債務者　仲野　俊
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５６１号
大分市新町２番１号　ヤマトビル603
債務者　渡邉　綾雅（旧姓片桐）
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６０３号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町4255番地１
債務者　樂山　桃子
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６２１号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町33番４―14号　市住４棟14号
債務者　土川　和子
１　決定年月日時　平成24年１月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６３０号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目24番22号
債務者　市坪　早苗
１　決定年月日時　平成24年１月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６３４号
鹿児島県鹿児島市光山２丁目１番62号　コーポ坂之上202号
債務者　川口　義弘
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６５４号
鹿児島県鹿児島市上福元町1453番地　セジュール清和102号
債務者　堀口登美子
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
鹿児島県伊佐市菱刈徳辺1941番地１
債務者　溝口　真一
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
鹿児島県伊佐市大口里2179番地２
債務者　前田　邦子
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係